

ブロック塀等の点検のチェックポイント

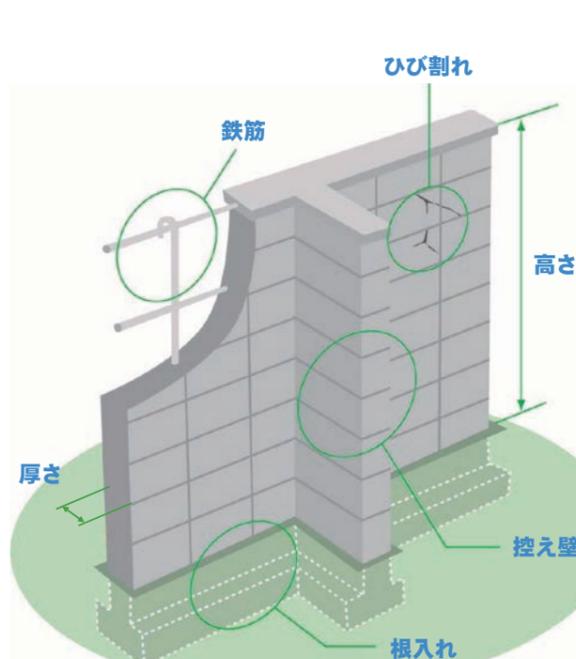
地震のとき、あなたの塀は大丈夫ですか？～あの痛ましい事故を二度と起こさないために～

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

平成30年6月18日に発生した「大阪府北部地震」におけるブロック塀の倒壊で小学生が亡くなるという痛ましい事故を契機に、既存のブロック塀等に対する安全対策の必要性が再認識されたところです。

また、令和6年1月1日には石川県で「令和6年能登半島地震」が発生し、ブロック塀等が倒壊しています。南海トラフ地震等の大地震に備え、道路に面する塀などを、まずはご自身の目で以下のチェックポイントを参考に点検してください。

今は小さなひび割れでも、月日が経つと大きな亀裂に変わることもあります。目で見てわかるような危険な状態の塀や、平成30年度に千葉県が実施した小学校通学路における点検調査で、危険とお知らせした塀は、除却や改修、生垣に替えるなどの対策が必要です。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：国土交通省

※パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 をもとに国土交通省において一部変更



建築物の安全性を確保 違反建築防止週間

10月15日(火)から21日(月)までは、違反建築防止週間です。この期間中、公開建築パトロールが実施されます。建築基準法は、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物等の安全性の確保に関する、敷地や構造などについてのさまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途(使い方)の変更により違反になってしまふ場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909



マイナンバーカードをお持ちでない方へ マイナンバーカードの申請をお手伝いします

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

マイナンバーカードの申請を希望する方にカードの申請に必要な顔写真の撮影や、申請手続きの補助をします。申請書をお持ちの方の所要時間は5分程度です。

受付場所

戸籍係

受付時間

月～金曜日(年末年始、祝日は除く)午前9時～午後5時まで
※予約は不要ですが、混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

対象者

芝山町に住民登録がある方

用意するもの

マイナンバーカード申請書
お持ちでない方は作成しますので、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類をお持ちください。(健康保険証などの顔写真のついていない本人確認書類の場合は2点以上)

注意事項

・申請する本人の来庁が必要です。15歳未満の方や、成年被後見人の方は法定代理人が行ってください。
・タブレット端末で撮影する写

保険証の廃止について

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了となります。被保険者証の再発行なども出来ませんので、この機会にマイナンバーカードを取得し、マイナ保険証をご活用ください。
※国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者証廃止についての詳細は、広報しばやま11月号に掲載予定です。

芝山町地域おこし協力隊 初代隊員が着任しました！

9月1日付で芝山町地域おこし協力隊初代隊員の串田徹(とおる)さんが着任しました。

串田さんは東京都世田谷区より8月に芝山町内に移住、9月1日に着任し、活動を開始しました。

地域マーケティングをベースとした町のプロモーションおよびPR活動がメインですが、その他にも幅広く活動していきます。

今後いろいろな場面で町民のみなさまと交流する機会も多いと思います。



串田 徹さんプロフィール
出身地 群馬県
趣味 旅行、野球、美術館巡り
好きな食べ物 焼肉、ラーメン、珈琲
好きな旅行先 尾道、小豆島、西表島
任期 令和6年9月1日から令和7年3月31日まで(最長3年まで任期延長可能)
一言PR 長年、広告業界で働いてきた経験がこの芝山町の発展のために活かしてゆきたいと思います。みなさまお気軽にお声かけください！

芝山町ではじめての地域おこし協力隊員である串田さんをどうぞよろしくお願ひします。

地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、三大都市圏をはじめとする都市地域から人材を受け入れ、地域のPRなどの地域おこし支援などを行っていただきながら、地域への定住・定着を図る国(総務省)の制度です。地方公共団体が都市地域から人材を「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員の活動支援を行っています。